

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 中国財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年4月28日 |
| 【会社名】 | トミタ電機株式会社 |
| 【英訳名】 | TOMITA ELECTRIC CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 神谷 哲郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 鳥取県鳥取市幸町123番地 |
| 【電話番号】 | 0857(22)8441(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 神谷 陽一郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 鳥取県鳥取市幸町123番地 |
| 【電話番号】 | 0857(22)8441(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 神谷 陽一郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2022年4月27日開催の当社第71期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年4月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名として、神谷 哲郎、白間 広章、神谷 陽一郎を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名として、西尾 慎一、大田原 俊輔、山本 庄英を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名として、花原 秀明を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|-------|----------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 3,780 | 20 | | (注) 1 | 可決 99.47 |
| 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 神谷 哲郎 | 3,523 | 277 | | | 可決 92.71 |
| 白間 広章 | 3,780 | 20 | | | 可決 99.47 |
| 神谷 陽一郎 | 3,780 | 20 | | | 可決 99.47 |
| 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 西尾 慎一 | 3,778 | 22 | | | 可決 99.42 |
| 大田原 俊輔 | 3,780 | 20 | | | 可決 99.47 |
| 山本 庄英 | 3,780 | 20 | | | 可決 99.47 |
| 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 花原 秀明 | 3,780 | 20 | | | 可決 99.47 |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。